

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640

法務省批杷田民事局第三課長談

裁
無期/限

海外局長
条約課長
法規課長
安全保障課長
10月22日午後、日本オーランチ、最高標準
記録由起山内に付録の上長先生 法規局
代理田代局長と接觸し、河野
地区問題の調査地を調査した。最高標準
記録の内容概略下記のとおり。
(宇井川、中野幸治郎、井波、鈴木各事
務官、宮川新保局長、横田軍事顧問、第1公使
(有前官、有地兩司常)

GA-5

2483

外務省

記

1. 今回の調査は、陸上接觸の半側面

(半側面) [REDACTED] Murphy &
USPRYIS

DE(地区工兵隊) の工兵部長 Long と面
接する。Murphy は官僚的である。

Long と Murphy は、逐一監督されてい
る。 (尤も [REDACTED] 接觸を主な
に) Long

2. 23日午後、河野と河野の連絡事務官が
半側面基地を入り、北洋軍機械制限局の本部を訪れた。

(河野と一連の行動を施設行方、各基地の
連絡は、河野と河野の連絡事務官が、半側面 [REDACTED]
(河野))

河野(河野と河野)、河野の連絡事務官
(河野と河野) (河野と河野)

相談交渉を重視する。

2. 今般の現地半側面接觸を題材に、外交
紙文化を通じて、半側面の現地半側面

GA-6

外務省

左側頭の蓋はこれを逆し合ひます。

(1) 沖縄全島の地図

(215459, 1 2154459, 1)

(2) 1944年9月 朱軍五級上陸任務(同年10月)

10日) 上海之行 搶走的 航空包裹

(3) 1949-8年 廣西橫山辦事處

(本例中之 每回便行登臺處，以期
該處之資料之利用，即用。)

注：本記（2）、（3）件「手作成」の費用

零下30℃，米制加德士润滑油将令 家装更

行24233=22123 ~L in D232

3. 洪流の算用係数による計算

(1) 那霸 air base (2) 嘉手納 air base

411 キヤシゴト、ハハセヨ ルビ キヤシゴト、シニウツの世界

9 34878 米傳山 1.1.2-3. 107 12-11

21) Safety. 例句 安全问题之设计
和执行。(1) 质量化, (2) 大多数设计已可执行。
(3) 安全措施已执行)

1619 那翁 air base 116 係淺，基加從
前水位 10.20-10.40，二水位 9.20-10.00

7077 81-11 香草色 油畫 22x39cm
印象を得た。 like air-base

他“仍旧暮斯拖降他加列”。当他并不认识

W₀ decreases as R increases. $\lambda = 3 \times 10^{-4} \text{ to } 10^{-5}$
(常温下)

(1) 9 答案：(1) 次數 / 頻率

~~本行不作爲公債發行處~~ 同上 補足 S 等級

该文件对20世纪的印象也很少。(机序上写
的他或后立)世2(中上括人左加,许2(小右加)大。

4. 次仁，女，6月降生在“三省地区”

(1) 8月
 沖縄の旧米軍用地を調査し、3件会見得
 9月(1972年)。主に(A)10年程前解放地を西原執行局訪
 題記載。

(2) 調査本 国有地 (即國家統治要法)
 (1.8.9) 2000m² 分割地。今田氏原地
 取得。

部分を解放したところが、専業地主さん
 ドーザーで作らる事。厚利生とされる。

8月11日 等引の位置と種子園地を
 3件印象を得た。その後DEIへ向か
 う。

同地、小字マサゴ(地図)を上地堂
 移交する。等引の境界は確定しておらず
 (移設の願い)

11月22日「北側の北側の北側」といふ通書
 あり。因て北側の北側の北側耕作

便車入る。

(3) 沖縄の軍用地化率の塩田の面積。

GA-6

外務省

6
 韓国復讐 区割整理と地割り法
 Xungsan: 第一審は主犯の決定。
 律士白川小林: 全体の区分が 0.7ha ほど
 ある。

(1) ~~米軍の土地を分割して所有者とする。~~
 (2) 旧軍地を分割して所有者とする。

(1961.6.30以前) 逸屋太郎、清和寺神社
 付近の神社を所有して300m² 現在

1km² 地域を北側の北側。同地は 1km²
 地域の北側を区割整理して所有する

和銅在園の一部が北側所有する。最初
 ESSO 加油站近くを北側として所有する

清和寺神社の北側の、南側に起立。和銅
 在園の北側の北側の北側。

GA-6

外務省

7

5. 緯線帯在中他在適合会の幹部と話し合ふ機会を得たが、少くは適合会員は、

軍用地の解放状況等を聞き、歸國前に土地調査をし、私利實得の確度をし。

(1) 当該地を何に利用するか計画(2箇)

(a) 七七五と折角解放された土地

使用して、一方で耕種もしくは林業のため
使用して、迷惑の行為(不正行為)。

6. 一方米側は、VIA 1971年7月1日より是れ止
と活動され、一方で訓練(政治的面)も行

るが、以前の統計によると、農業生産率は
徐々に減少する傾向である。

これは、後述の如きと云ふ。本
來の土地の現状と並び道路との距離

8

乞う始めにやつておとづれ川。

米側の立派な施設も無く、地盤の

⑧(註) 1971. 11月 VOA・報紙と 7月 6-4

乞う取り上げたと云ふと思つた。
(注)

⑨(註) 一方米、VOAは既に他の(後継者)
の立派な施設がある。しかし、この立派な
施設は、既に手放してしまった。

7. 一方米側は、土地内に非常の被難用
難いもの、最近のものは今後解放される

私利實得の確度をし、土地の利用を
せよ。

改修段階における現状の現状と並んで
あるが、最近のものは以下、即ち「何處

の立派な施設がある」と云ふ。

改修段階における現状の現状と並んで
あるが、最近のものは以下、即ち「何處

9	<p>(1) 飛利登稱，特例法之設43之。 (但，該名稱之現狀為：32-23)</p> <p>上，適用於十分之七的中國人民。</p> <p>(2) 諸國在各自上圖加一位置上 之，一等之12級之上，後列之為：</p> <p>主之分第33之。 (但，之與實法上， 中起——財產之不平價，一加(3)。)</p> <p><u>財產上</u></p> <p>(3) 之和財產在適用上，各該地之 用作，其有物之12—70級之。</p> <p>起，其有物，分割之之形之地之 之關係之處理了。</p> <p>上記 (1)～(3) 之，(3) 之， 之，之，之。</p> <p>8. (中之，之) 現地申請(或) 加</p>
10	<p><u>解放</u> 改革之後，香港1973年1月1日之。 34門之，之。</p> <p>(1) 單議， 之，那兩市的郵局之。</p> <p>(2) 特許上， 特許上，特許上，特許上， 促進之。</p> <p>促進之。</p> <p>全年的平均，7%±5%。</p> <p>(3) 著主向 1973年1月1日之。 之，之，之。</p>

秘密表示(朱印)	郵便用 動用 借考		
主信 付 付属機材			
発送日 處理日 昭和45年11月 7日			
発信 タイプ 案査			
文書課長(末) 公信案 (分類昭和45年11月 5日)			
公信番号 米北1 第 92 号 公信日付 昭和年月日			
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管 アメリカ局長 参事官 北米オーラン	起案 昭和45年11月 5日	起案者 電話番号 TRR 446
受信者 花井純 高橋大統		発信者 久知大臣	
写送付先		(希望発送日) 月 日	
件名 沖縄土化内題(法務省民事局3課長内説)			
GA-2			
6 169 回覧番号			

(件名)
沖縄土化内題(法務省民事局3課長内説)

引用公・電信
日付・番号

10月22日 伏木オーラン長、 指定の由
説明会の後、 最近、宣傳の上記セミ法務
省民事局 北米オーラン課長を任命し、その
際、調査結果について取扱いを、同記
今年度山口部 同僚達付了。

※ 付属添付
付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省